

## 兵庫県看護功績賞規則取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）（以下「規則」という。）第6条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### 第2 被表彰者の範囲

#### 1 被表彰者の資格

被表彰者は、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかの免許所持者であり、兵庫県の区域内において、これらの業務に従事し、又は従事していた個人でなければならない。

#### 2 被表彰者の基準

被表彰者の推薦は、前項の資格を有するもののうちから、次のいずれかに該当するものを選考し、推薦するものとする。

- (1) 著しく困難又は特殊な勤務に10年以上従事し、看護業務等に特に貢献した者（規則第2条第1項第1号）  
(例) 精神病床・感染症病床及び結核病床を有する病棟での勤務に10年以上従事し、看護業務等に特に貢献した者  
重症心身障害児（者）施設、肢体不自由児施設、知的障害児（者）施設、養護老人ホーム等に10年以上従事し、看護業務等に特に貢献した者  
訪問看護ステーション等に10年以上従事し、看護業務に特に貢献した者
- (2) 離島又は交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域において継続して5年以上従事し、看護業務等の向上に特に貢献した者（規則第2条第1項第2号）
- (3) 災害その他非常時において被災者の看護等に従事し、その功績が特に顕著な者で他の範となるもの（規則第2条第1項第3号）
- (4) 保健師、助産師、看護師等の養成所に15年以上従事し、看護業務等の水準向上に特に貢献した者（規則第2条第1項第4号）
- (5) 看護業務等に関し、15年以上従事し、特に表彰に値すると認められる者（規則第2条第1項第5号）
- (6) その他、看護業務等に関し、特に表彰に値すると認められる者（規則第2条第1項第5号）

### 第3 被表彰者の推薦

- 1 被表彰者の推薦は、次の者から推薦するものとする。ただし、特に必要と認めるときは福祉部及び保健医療部の各課長から推薦することができる。
  - (1) 県民局長（政令市においては各保健所長）
  - (2) 兵庫県看護協会長
  - (3) 兵庫県助産師会長
  - (4) 兵庫県医師会長
  - (5) 兵庫県病院協会長
  - (6) 兵庫県民間病院協会長

- 2 被表彰者の推薦は、次の関係書類を知事（主管課は保健医療部医務課）に提出して行うものとする。
  - (1) 被表彰者推薦書（様式1）
  - (2) 被表彰者功績調書（様式2）
  - (3) 被表彰者履歴書（様式3）
- 3 被表彰者の推薦に当たっては、次の事項に注意しなければならない。
  - (1) 県民局長（政令市においては各保健所長）は、管内の保健師、助産師、看護師の団体及び医師会、病院協会等の関係団体と協議のうえ被表彰候補者を選考し推薦すること。
  - (2) 推薦するに当たっては勤務する施設等の規模及び種類並びに事業の形態を問わないこと。
  - (3) 被表彰候補者は、日本看護協会並びに日本助産師会等の団体の会員であると否とを問わないこと。
  - (4) 今回推薦しようとする功績と同一理由で過去に知事の表彰を受けた者は除くこと（ただし、県職員として永年勤続表彰又は職員表彰による知事表彰は、この表彰とは異なる理由によるものであること。）
  - (5) 過去に被表彰候補者として推薦された者であっても受賞できなかったものは推薦できること。
  - (6) 破産の宣告の有無並びに刑罰の有無については特に注意すること。

#### 第4 選考委員会

- 1 被表彰者は、推薦のあった被表彰候補者のうちから次の選考委員により選定し、知事が決定する。

（選考委員）

  - (1) 保健医療部次長
  - (2) 兵庫県保健所長会長
  - (3) 神戸市保健所長
  - (4) 兵庫県助産師会長
  - (5) 兵庫県看護協会会長
  - (6) 兵庫県医師会長
  - (7) 兵庫県病院協会会長
  - (8) 兵庫県民間病院協会会長
- 2 選考委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 選考委員会の進行は、保健医療部次長が務める。

## 第5 表彰者の決定について

規則第2条のいずれかにより表彰する場合には、次の書類を具備すること。

- (1) 功績調書（様式第1号） (2) 履歴書（様式第2号） (3) 刑罰等調書

## 第6 看護功績賞の規格

看護功績賞は、次のとおりとする。

### 1 記章



表



裏

①原寸直径 21mm

②純銀の台で中央は金の浮彫

### 2 賞状

県の規格による賞状用紙とする。

## 第7 その他

その他必要な事項は表彰の都度定める。

## 第8 実施期日

この要領は、昭和58年3月12日から実施する。

この要領は、平成7年6月1日から実施する。

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

この要領は、平成24年5月24日から実施する。

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

この要領は、令和5年12月1日から実施する。